

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------------|
| 3 | 高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県教育委員会

公表日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

| システム2～5 | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--------------|----------------------|------------------|-------------|------------|---|--|
| システム2 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | 団体内統合宛名システム | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>団体内の各業務システムと中間サーバとの連携を行うためのシステムであり、以下のような機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体内統合宛名番号管理・符号取得機能: 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け管理を行うとともに、中間サーバに対して符号の取得依頼を行う機能 2 基本4情報管理機能: 中間サーバからの要求に応じて基本4情報を中間サーバへ通知する機能、住民基本台帳ネットワークシステムへの本人確認情報(一括提供機能)取得用ファイル出力機能や住民基本台帳ネットワークシステムからの基本4情報取り込み等の機能 3 中間サーバ連携機能: 就学支援金事務処理システムから電子記録媒体を介して情報照会用データを受領し、中間サーバに登録を要求する機能及び照会結果を中間サーバから取得し、電子記録媒体を介して就学支援金事務処理システムに提供する機能(情報照会機能) 就学支援金事務処理システムから電子記録媒体を介して情報提供用データを受領し、中間サーバに他機関への回答のためのデータ登録を要求する機能(情報提供機能) 4 庁内連携機能: 茨城県の他部署に特定個人情報を照会・提供する業務(情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供は異なる機関との間でしか行えないこととされているため、中間サーバ連携機能とは別の機能として扱っている。) 5 職員認証・権限管理機能: 統合宛名管理システムを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づき特定個人へのアクセス制御等を行う機能 6 システム管理機能: システム内の情報への職員のアクセスログを取得し、保存する機能の他、データの暗号化、システムの稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能 | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム | [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ) | |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [] 住民基本台帳ネットワークシステム | [] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバ) | | | | | | | | | |

| システム4 | | | | | | | | | |
|---|---|--------------------|--------------|---|---|-------------|------------|-----------|---|
| ①システムの名称 | 住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分) | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳ネットワークシステムと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡し役を担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 茨城県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 茨城県の他の執行機関又は他部署による住民基本台帳法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された個人番号又は基本4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> | [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | [<input checked="" type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム | [] 宛名システム等 | [] 税務システム | [] その他 (|) |
| [] 情報提供ネットワークシステム | [] 庁内連携システム | | | | | | | | |
| [<input checked="" type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム | [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| [] 宛名システム等 | [] 税務システム | | | | | | | | |
| [] その他 (|) | | | | | | | | |
| システム6～10 | | | | | | | | | |
| システム11～15 | | | | | | | | | |
| システム16～20 | | | | | | | | | |

| | |
|-----------------------------------|---|
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 就学支援金特定個人情報照会ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div> |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号, 同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 茨城県教育庁総務企画部財務課 |
| ②所属長の役職名 | 財務課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|-------------------|---|
| 就学支援金特定個人情報参照ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 茨城県内の公立高等学校に在学する生徒の保護者等 |
| その必要性 | 就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の所得情報を照会する必要があるため |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校長等を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成31年4月1日 |
| ⑥事務担当部署 | 茨城県教育庁総務企画部財務課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | |
|-----------------|--|--|
| ①入手元 ※ | <input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 () | |
| ③使用目的 ※ | 申請者である生徒が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項3号又は同法第5条第2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。 | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 茨城県教育庁総務企画部財務課 |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑤使用方法 | 生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。 | |
| 情報の突合 | ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 | |
| ⑥使用開始日 | 平成31年4月1日 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|----------------------|--|---------------------------------|
| 委託の有無 ※ | [委託しない] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない () 件 | |
| 委託事項1 | | |
| ①委託内容 | | |
| ②委託先における取扱者数 | [] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ③委託先名 | | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ | [] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 | |
| | ⑥再委託事項 | |
| 委託事項2～5 | | |
| 委託事項6～10 | | |
| 委託事項11～15 | | |
| 委託事項16～20 | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|--|
| 提供・移転の有無 | [] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない |
| 提供先1 | |
| ①法令上の根拠 | |
| ②提供先における用途 | |
| ③提供する情報 | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [] [] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--|-------|--|----------|--|----------------|--|------------------|--|---------------------|--|--------------|--|
| 移転先1 | | | | | | | | | | | | | |
| ①法令上の根拠 | | | | | | | | | | | | | |
| ②移転先における用途 | | | | | | | | | | | | | |
| ③移転する情報 | | | | | | | | | | | | | |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | <input type="checkbox"/> [] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 1万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2) 1万人以上10万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3) 10万人以上100万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4) 100万人以上1,000万人未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5) 1,000万人以上</td> <td></td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 1万人未満 | | 2) 1万人以上10万人未満 | | 3) 10万人以上100万人未満 | | 4) 100万人以上1,000万人未満 | | 5) 1,000万人以上 | |
| <選択肢> | | | | | | | | | | | | | |
| 1) 1万人未満 | | | | | | | | | | | | | |
| 2) 1万人以上10万人未満 | | | | | | | | | | | | | |
| 3) 10万人以上100万人未満 | | | | | | | | | | | | | |
| 4) 100万人以上1,000万人未満 | | | | | | | | | | | | | |
| 5) 1,000万人以上 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑥移転方法 | <input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 () | | | | | | | | | | | | |
| ⑦時期・頻度 | | | | | | | | | | | | | |
| 移転先2～5 | | | | | | | | | | | | | |
| 移転先6～10 | | | | | | | | | | | | | |
| 移転先11～15 | | | | | | | | | | | | | |
| 移転先16～20 | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | | | | | | | | |
| 保管場所 ※ | <p>○就学支援金事務処理システム(文部科学省) 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。 昼夜間問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理。 監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録。 入管・入室の際に、センター要員による立合が必須。 機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け。 機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有。 問題等発生時には、入退室者の特定が可能。</p> <p>○就学支援金事務処理システム(茨城県教育委員会) 執務室内に設置されたユーザー認証が必要な端末を使用する。 執務室は退庁時に施錠される。 パスワードにより権限管理を行う。 特定個人情報は、遠隔地のデータセンターのサーバ室で保存し、端末内には特定個人情報は保存しない。</p> <p>○特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体 特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体は施錠管理した書庫で保管する。</p> <p>○統合宛名管理システムにおける措置 統合宛名管理システムを含む茨城県行政情報ネットワークシステムクラウド型仮想基盤の機器類はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 特定個人情報は、サーバ室に設置されたデータベース内に保存される。</p> <p>○中間サーバー・プラットフォーム 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理している。 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。</p> | | | | | | | | | | | | |
| 7. 備考 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・学校の在学期間
- ・取得単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・生徒との続柄
- ・課税先の市町村
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・保護者等の市町村民税所得割額・道府県民税所得割額
- ・保護者等の市町村民税課税所得額・市町村民税調整控除額
- ・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|--|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| 就学支援金特定個人情報照会ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。 また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行に当たって申請書に記載された以外の情報は使用しない。 申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けない他、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指示する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最低限にし、漏洩・紛失のリスクを軽減する。 |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| | |
| 3. 特定個人情報の使用 | |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた業務に従事する職員以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みであり、団体内統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持しており、当該事務に必要な情報との紐付けは物理的に不可能である。 |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | <高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止し、個人ごとにユーザIDを付与する。 ・認証後は、利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。 |
| その他の措置の内容 | |
| リスクへの対策は十分か | <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| ・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及びパソコンで利用する。 | |

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

| | | |
|-----------------------------|-----|--|
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

| | | |
|---------------------|-----|---|
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|---|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p><統合宛名管理システムにおける措置> ・情報照会・提供時の業務担当者の権限については、法令で認められた範囲での情報照会及び情報提供を行う機能のみが利用できるよう、照会可能な特定個人情報及び情報項目と利用者が行う業務を対応付けて制御できるようにする。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている | 2) 十分である |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | | |
| 再発防止策の内容 | | |
| その他の措置の内容 | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及びパソコンで利用する。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---|--|
| 従業員に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <県としての措置> ・個人情報保護条例に関する研修に参加するとともに、情報セキュリティ自己点検の実施、情報セキュリティ研修会等に参加することにより、担当職員の資質向上を図る。 ・情報セキュリティポリシーに基づく実施手順により、リスク対策について記載するとともに、新任職員の教育を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 | |

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 茨城県教育庁総務企画部総務課 茨城県水戸市笠原町978番6 029-301-5126 |
| ②請求方法 | 指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 茨城県教育庁総務企画部財務課 茨城県水戸市笠原町978番6 029-301-5169 |
| ②対応方法 | 問い合わせがあった場合、問い合わせ内容等について記録する。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和1年6月24日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 選定中 | 株式会社 日比谷情報サービス | 事後 | 時点修正 |
| 令和1年6月24日 | I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 5 上記4で取得した保護者等の税額情報を基にした, 受給資格の認定, 支給額の判定 | 5 上記4で取得した保護者等の税額情報を基にした, 受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む), 支給額の判定 | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年6月17日 | Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 委託する | 委託しない | 事後 | 時点修正 |
| 令和2年6月17日 | (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 | — | ・保護者等の市町村民税課税所得額・市町村民税調整控除額 | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 高等学校等の生徒は, | 高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は, | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | また高等学校の専攻科に通う低所得世帯の生徒は, | — | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 高等学校等就学支援金又は専攻科修学支援金(以下「就学支援金」という。) | 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。) | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 高等学校等及び高等学校専攻科(以下「学校」という。)に在学し, | — | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | (通知カードも可。以下同様) | — | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目4. 個人番号の利用 | 及び第9条第2項 | — | 事後 | 時点修正 |
| 令和3年7月14日 | I 関連情報項目4. 個人番号の利用 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第1項 | — | 事後 | 時点修正 |

| | | | | | |
|----------|---|---|---|----|--|
| 令和4年4月1日 | I 関連情報項目1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | <p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報情報の取扱いを行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) 2 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカードの写しの提出 3 保護者等の個人番号のデータ化 4 情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 5 上記4で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む)、支給額の判定 6 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 7 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記4～6を実施 8 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記1及び4～6を実施 | <p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報情報の取扱いを行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時等) 2 就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 3 保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) 4 情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 5 上記4で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定(所得要件を満たすかの事前審査を含む)、支給額の判定 6 受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 7 受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記4～6を実施 8 4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記1 | 事前 | 令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする |
| 令和4年4月1日 | I 基本情報項目 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 | 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号 | 事後 | 行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更 |
| | Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容 | (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 | 事後 | 行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更 |